

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理番号	受理年月日	件名	請願者	付託委員会	結果
1	R5.5.23	「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」の採択を求める請願について	島根県歯科医師連盟 会長 内田朋良	環境厚生	採択 R5.7.6
2	R5.6.13	「地方財政の充実・強化を求める」請願	全日本自治団体労働組合島根県本部 執行委員長 須田 晋次	総務	採択 R5.7.6
3	R5.6.19	<p>日本国憲法第一章第一条の条文は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあります。御皇室を敬愛し大切に思うことは、我が国の保守派の思想的背景において最も重要なことあります。</p> <p>従軍慰安婦強制連行説を唱える勢力は、多くの場面で我が国に「性奴隸制」があったかのような主張をし、御皇室を貶める意図をもって活動をしています。</p> <p>御皇室を貶めることは、日本国民の名誉を毀損するだけでなく、我が国の体制に対する重大な挑戦でもあるのです。</p> <p>平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「性奴隸制」があつたことを認める前提で作成されており、これを基にして政府に出された意見書も同様のものです。したがいまして無効とする決議を求めます。</p>	<p>島根県立大学 名誉教授 豊田有恒 日本会議島根 会長 倉井毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R5.7.6
4	R5.9.8	「健康保険証の廃止」中止撤回と現行の保険証を残すことを求める請願	島根県社会保障推進協議会 会長 高取 謙次	環境厚生	不採択 R5.10.5
5	R5.9.13	<p>平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「戦前の我が国には性奴隸制があつた」という前提で作成されており、これを基にして政府に出された意見書(文中では「当該意見書」と記します)も同様のものです。</p> <p>「性奴隸制」という事実無根の概念は、御皇室を貶める意図をもって使われており、容認することはできません。これらを撤回もしくは無効とする決議を求める請願を不採択とする理由は河野談話しかないようですが、河野談話は強制連行すら認めたものではありません。それにも関わらず「あった可能性は否定できない」「ひとりもやってませんなんて」などと、具体例を一切示さず言い募る論理性は、我が国と御皇室を意図的に貶めようとする反日勢力のそれと同じものであり、近代刑法の大原則である罪刑法定主義の理念に背くものです。</p> <p>したがいまして速やかな無効とする決議を求めます。</p>	<p>島根県立大学 名誉教授 豊田有恒 日本会議島根 会長 倉井毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R5.10.5
6	R5.12.4	<p>平成25年6月26日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は米国グレンデール市の慰安婦像の記念碑に刻まれた文章と同趣旨のものです。</p> <p>平成29年2月、日本政府はこの慰安婦像と碑文に対する反論文を米国連邦最高裁判所に提出しました。その文中には次のように記されたものがあります。「日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上的記述の正確さに強く異議を唱える。」</p> <p>この事実から解釈できることは、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は日本政府の見解に反しているということです。</p> <p>したがいまして平成25年6月26日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」ならびにこれを基に作成し政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンゼルス地区 日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R5.12.21
7	R6.2.15	「健康保険証の廃止の撤回を求める意見書」の採択を求める請願	島根退職者連合 会長 石橋 富二雄	環境厚生	不採択 R6.3.14

8	R6.2.26	<p>韓国では現在、慰安婦強制連行の有無についての判断は、司法も世論も割れていますが、好転しつつあります。</p> <p>2023年10月、韓国最高裁判所は朴裕河氏が著書「帝国の慰安婦」で「河野談話は強制連行を認めているわけではない」と記しましたが無罪としました。しかし同年11月韓国ソウル高裁では別の裁判で、戦時中の慰安婦動員を「日本政府による強制的な拉致行為」とする判決が出されました。</p> <p>我が国では政府が強制連行説をすでに否定していることもあり、世論の一部において「強制連行説」を認められる勢力はあるものの、司法の場ではその説が認められることはなく、提起されることもなくなりました。</p> <p>このような現状のもと、島根県議会が慰安婦問題について採択された請願とこれを基に政府に提出された意見書は「強制連行説」を認めるものであり、これらを撤回もしくは無効とされることは、韓国側に間違ったメッセージを送り続けていることになります。</p> <p>このことは韓国側の世論の正常化の妨げになり、朴氏が懸念されるように日韓関係の今以上の打撃となるのです。</p> <p>したがいまして、平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンゼルス地区 日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.3.14
9	R6.2.27	帯状疱疹予防ワクチン(シングリックス)の任意予防接種費用に対する公費助成制度創設並びに定期接種化について	全国膠原病友の会島根県支部 支部長 村上ひろみ	環境厚生	採択 R6.3.14
10	R6.6.12	地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する請願	倉八 勝明	総務	不採択 R6.7.3
11	R6.6.14	<p>昨年10月26日、韓国世宗大学教・授朴裕河氏の著書「帝国の慰安婦」が名誉棄損罪に問われた上告審判決で、最高裁は審理をソウル高裁に差し戻し、本年4月12日ソウル高裁は逆転無罪の判決を言い渡しました。</p> <p>この判決に対して、検察側は同月19日の期限までに再上告しなかったため、朴教授の無罪は確定しました。</p> <p>朴氏は「帝国の慰安婦」のなかで、日本軍の道義的責任は問うものの、強制連行説を否定しています。</p> <p>令和元年6月定例会で、私どもの請願に反対の立場を代表し、日本共産党の議員からは次の発言がありました。</p> <p>「日本軍慰安婦問題は、日本が起こした侵略戦争のさなかに植民地にしていた台湾、朝鮮、中国などで、女性たちを強制的に集め、性行為を強要した非人道的行為であり、1991年から本格的に行われた日本政府による調査を始め司法の場での繰り返しの事実認定においても、既に明らかになっていることあります。」</p> <p>この発言が事実であるとすれば、ソウル高裁が朴教授に無罪の判決を言い渡すはずがありません。</p> <p>慰安婦問題の本質は、強制連行の有無です。総務委員会で度々繰り返された「ある発言(強制連行と売春を同列に置く発言)」は、本質的な論点を見えにくくし、女性の人権の軽視であり、戦没者の名誉を貶め、我が国に性奴隸制があったものとし、韓国の竹島領有権の主張に与し、日米韓の離間を目論む勢力に手を貸すものです。</p> <p>平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を再検証されたうえで、撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンゼルス地区 日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.7.3
12	R6.6.14	訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について	島根県自治体労働組合総連合(しまね自治労連) 執行委員長 塩治 隆彦 しまね介護福祉ユニオンBONDS 執行委員長 石田 忍	環境厚生	採択 R6.7.3
13	R6.6.15	「地方財政の充実・強化を求める」請願	全日本自治団体労働組合島根県本部 執行委員長 須田 晋次	総務	採択 R6.7.3

14	R6.9.18	<p>本年7月10永田町の星陵会館で「第三回慰安婦問題を巡る国際シンポジウム2024」が開催されました。ハーバード大学のラムザイヤー教授をはじめ、韓国からは李栄薰氏、金柄憲氏ほか、日本からは西岡力氏、福井義高氏など多くの識者が参加されました。</p> <p>当日のプログラムと講演内容の概略を記した資料から見えてくる「慰安婦問題における論争」は、新たな段階に入ってきたことを充分に理解せるものでした。資料には河野談話について「重大な欠陥がある」との指摘がされているだけです。河野談話は強制連行説も性奴隸説も認めたものではなく、単なる政治的妥協の産物です。</p> <p>島根県議会の慰安婦問題の議論は、河野談話を唯一の拠り所とする「強制連行説・性奴隸説」の領域に囚われ、本質的な議論に向き合おうともしない、頑迷固陋といるべきものであり、無責任であると指摘できるものです。</p> <p>令和3年3月9日の総務委員会では次のような発言がありました。(詳細は本文中に記しています)</p> <p>「河野談話の、旧日本軍のもんが、いわゆる従軍慰安婦という施設の設置に関与したことは否定はできないと」</p> <p>このような根拠の乏しい論理性で、平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を、再検証をすることもなく「性奴隸制」を認め続けることは我が国の安全保障を脅かすことにもなるのです。</p> <p>撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンゼルス地区 日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.10.9
15	R6.9.19	子どもたちの豊かな学びを保障するための取組みを求める請願書	島根県教職員組合 執行委員長 吾郷 聰	総務	採択 R6.10.9
16	R6.9.19	島根原発2号機再稼働中止を求める請願	島根県民主医療機関連合会 会長 真木高之	防災地域建設	不採択 R6.10.9